

兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務委託公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県庁舎の再整備とあわせて実施する執務環境の整備に向けた取組の方向性を検討する「兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務」（以下「業務」という。）を委託するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 本件プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 特定業務者 応募者の中から業務の受託候補者及び次席者に特定された者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の趣旨・目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの参加手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に関する図書（以下「応募図書」という。）の種類及び取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 特定業務者の特定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。

3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

4 県は、提出された応募図書を参加者に返却しないものとする。

(審査会の設置)

第8条 県は応募者のうちから特定業務者を特定するため、審査会を設置する。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(特定業務者の決定)

第9条 県は、審査会の審査の結果に基づき、特定業務者を決定するものとする。

(特定業務者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、参加者全員に特定の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県企画県民部新庁舎整備室新庁舎企画課が所掌するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県企画県民部新庁舎整備室新庁舎企画課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行する。